金融商品の課税関係 コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第1回	テーマ1 利子所得の課税方法 テーマ2 配当所得の課税方法①	P1 ~ P15
第2回	テーマ2 配当所得の課税方法② テーマ3 譲渡等した場合の課税方法	P16 ~ P32
第3回	テーマ4 有利選択の方法 テーマ5 申告書作成のポイント	P33 ~ P68

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在に確定 している法令等に基づき作成しております。

金融商品の課税関係 CONTENTS

テー	₹ 1	利子所得の課税方法	
1	1 — 1	利子所得の課税方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
テー	₹2	配当所得の課税方法	
2	2 — 1	配当所得の課税方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	2 – 2	配当控除 ·····	1 6
2	2 – 3	配当割額控除 ·····	2 1
テー	₹3	譲渡等した場合の課税方法	
3	3 — 1	株式等に係る譲渡所得等の課税方法	2 4
3	3 – 2	株式等譲渡所得割額控除 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 9
3	3 – 3	ゴルフ会員権の課税関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
3	3 – 4	非課税とされるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
テー	₹4	有利選択の方法	
4	4 — 1	利子所得についての有利選択	3 4
4	1-2	配当所得についての有利選択	3 6
4	1 – 3	源泉徴収選択口座の有利選択 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
テー	₹5	申告書作成のポイント	
	【設例 1]	4 6
	【設例 2		4 9
	【設例 3		5 3
	【設例 4	.]	6 1

テーマ 1 利子所得の課税方法

	項	目	及	び	内	容	
1-1 #	削子所得の	課税フ	方法				
1	利子所得	に該旨	当する	もの			
2	非課税と	される	るもの)			
3	利子所得	の金額	頂の計	算			
4	利子所得	の課種	兑方法	;			

1-1 利子所得の課税方法

1 利子所得に該当するもの (所法23①)

(1) 公社債の利子

- ※ 公社債(所法2①九)
 - ① 公 債

国債及び地方債(外国や外国の地方公共団体が発行するものを含む)

- 2 社 債
 - イ 株式会社が発行する債券
 - ロ 会社以外の内国法人が特別の法律に基づいて発行する債券(放送債券、商工債券等)
 - ハ 外国法人が発行する債券で上記に準ずるもの

(注)債券の発行につき特別の根拠のない学校債の利子、組合債の利子は、雑所得

で総合課税される (源泉徴収等されない)。(基通 2-11、35 -1)

(2) 預貯金の利子

- ※ 預貯金(所法2①十、所令2)
 - ① 預金及び貯金(銀行預金、ゆうちょ銀行の貯金、JA貯金など)
 - ② 預金又は貯金に準ずるもの (労働者の社内預金)

(3) 合同運用信託の収益の分配

※ 合同運用信託(所法2①十一)

信託会社が引き受けた**金銭信託**で、共同しない多数の委託者の信託財産を**合同して運用**するもの(委託者指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託などを除く)いう。

(4) 公社債投資信託の収益の分配

※ 公社債投資信託(所法2①十五)

証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式(投資法人の投資口を含む)又は出資に対する投資として運用しないものをいい、MMF、MRFなどが該当する。

(5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

※ 公募公社債等運用投資信託 (所法2①十五の二、三)

証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等(公社債、手形、指名金銭債権など)に運用するもので、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものをいう。

2 非課税とされるもの(所法10、措法4,4の2、4の3、5)

1 障害者等の少額貯蓄の利子等(非課税限度額元本350万円)

対 象 者	障害者等
適用範囲	預貯金等 (利子所得の元本など)
手 続	本人確認を必要とし「非課税貯蓄申込書」等の提出が要件

2 障害者等の少額公債の利子等(非課税限度額元本350万円)

対象者	障害者等
適用範囲	一定の国債及び地方債
手 続	本人確認を必要とし「特別非課税貯蓄申込書」等の提出が要件

3 **勤労者財産形成住宅(又は年金)貯蓄の利子等**(非課税限度額元本合計550万円)

冷田祭田	勤労者が、給与等から天引きで預入等をした預貯金、合同運用信託、	公					
適用範囲		社債、投資信託、所定の生命保険契約等に係る利子等					
手	続	「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書」等の提出が要件					

4 納税準備預金の利子(租税納付目的以外の引出をした場合を除く)